

第2回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

開催日時	平成19年8月28日（火）13:30～15:30
開催場所	和歌山県自治会館

第2回 紀の国森づくり基金活運営委員会

1 開催日時 平成19年8月28日(火) 13:30～15:30

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304

3 出席委員

委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

計 8 名

4 県関係出席者

農林水産部長

技監

林業振興課長

森林整備課長

山村振興課長

健康対策課長

林業振興課副課長

調整班長

健康対策課難病対策班長

下林 茂文

中野 雅光

谷関 俊男

澤野 誠

尾隠山明宏

黒田 基嗣

中尾 俊二

重根 正人

小西 佳美

第2回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

日時：平成19年8月28日（火）13:30～15:30

場所：和歌山県自治会館 3階 304

委員長

それでは本日の署名委員を私の方から指名したいと思いますので、よろしくお願ひします。お一人目は 委員さん。もうお一方は委員さん。よろしくお願ひ致します。

それでは次第に基づきまして、これから順次議題に入っていきたいと思ひます。

ここで、報道関係者、そして傍聴者の方いらっしゃると思ひますがお願ひがござひます。

本日の委員会は応募のあつた事業についての審議でござひまして、前回の委員会で検討決定したとおりの自由な討議を行う為に非公開にさせて頂きます。ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、議事の1番目でございますけども、紀の国森づくり基金活用事業にかかる応募事業の審議についてを議事にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様には事前審査を頂きまして、既に評点を頂いておりましたが、その結果について事務局からご説明をお願ひしたいと思ひます。

谷関課長

林業振興課長の谷関でございます。よろしくお願ひします。

48件の応募について評点を頂いた結果、資料1の1ページをおめくり頂いたところに概略を取りまとめておりますが、今回の応募により48件、申請額にしまして約1億7百万円の応募がございました。

これを、森とあそぶ・まなぶ、森をつくる・まもる、森をいかす、それから提起型という4分野で分けてみますと、もちろん一つの応募事業の中に森をつくる、それからあそぶ・まなぶ等、両方の分野を持っている事業もございましたので、件数としては重複してござひます。

まず「森とあそぶ・まなぶ」については25件で1,500万円程度。「森をつくる・まもる」では25件で約6,300万円。「森をいかす」では22件で約2,800万円、提起型は1件で30万円となっております。

この応募のあつた事業につきましては、去る8月23日までに委員の皆様方に事前審査を行って頂きまして、その結果を資料1として取りまとめてござひます。

団体につきましては4項目、すなわち公益性、計画の実現性、効果、予算の内容につきましては、また、市町村からの応募につきましては効果と予算の内容2項目について審査をして頂きまして、それぞれ団体

については23点以上、市町村については9点以上の事業を、基金活用事業として適当とする事になってございます。

それでは、それらの詳細、それから選定の要領等につきまして担当班長より詳しく説明させていただきます。よろしく申し上げます。

重根班長

林業振興課調整班長の重根でございます。

それでは、私の方から評点結果の説明と併せて事業の選定要領についても説明をさせていただきます

前回開催されました運営委員会で皆様にご審議頂きまして、その後、委員長と事務局で協議をさせて頂きまして、お手元の資料2の「紀の国森づくり基金活用事業の公募に係る選定要領」を定めさせて頂きました。

一番最後に要領の概略をまとめてございますので、資料2の7ページをご覧ください。

まず、各団体それから市町村より応募頂きました事業につきましては、県でその整合性について確認を致しまして、整合性があるものとならないものに区別をさせていただきます。

なお、今回は、全ての応募事業に整合性があるという県の判断でございましたので、委員の皆様には申請のあった全てについて事前審査という事で評点シートの作成をお願い致しました。

その評点シートを基に、事務局では、5ページの「応募事業別評点結果」という形で、それぞれの事業毎に評点の状況を取りまとめさせて頂きました。

この中で各委員の評点の平均点を計算させて頂きまして、団体等で23点以上、市町村で9点以上となった事業が「適当」と判断するという事でございます。

ただし、「適当」と判断されましても「0点」が1つでも審査の中で出てきた事業、または点数的に「適当でない」という事でございまして、評点シートの特記事項に特に推薦する旨の記載がある事業については、この委員会場で再度ご審議を頂いて、その結果、再評点を行うのがふさわしいとなった事業については、再度委員会場で再評点を行って頂くという事になってございます。

したがいまして、委員会としての事業の適否は、評点の点数により決定するという事になります。

ただし、「適当」となりましても、「0点」が採点者数以上あるもの、または過半数の採点者が「0点」とした項目が一つでもある事業は、「適当でない」となります。

なお、これにつきましては、今回の事前審査では該当する事業はございませんでした。

県では、この委員会での適否の決定を尊重し、事業の採択を行うこととしております。

これが選定に関し採択までの一連の流れでございます。

この選定要領に基づきまして、今回事前審査を頂いた結果はお手元の資料1に取りまとめてございます。

一枚おめくり頂いて、資料1-1は、すべての応募事業につきまして応募番号順にそれぞれ評点結果等を示したものです。

2枚目の1-2は、団体等と市町村別に分けまして、評点結果の高い順に並べた資料です。

その下の1-3は、応募事業ごとの評点結果で48枚ございます。

これに基づき一覧にしたものが1-1、1-2ということになります。

今回の事前審査結果について、簡単にご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

これによりますと、団体等では網掛けの一番下、応募番号14番の事業だけが、評点が21.875ということで基準点に達しておらず、また、この事業について特に個別に推薦する旨の記載はございませんでしたので、この事業については「適当でない」ということになります。

これ以外の事業については、基準点23点以上となっております。

ただし、一番右の欄に黒丸印のある応募番号9番と35番については、事前審査で「0点」が1つついておりました。

また、殆どの事業について、特記事項として肯定的な意見や疑問点などがありました。特記事項に丸印がついている事業がなんらかの意見や疑問点があった事業でございます。

つづきまして、市町村分でございますが、全ての事業が基準点以上となっております。

ただし、応募番号45番については、事前審査で「0点」が1つついておりましたので、これについても黒丸印を付けてございます。

また、殆どの事業について特記事項に様々な意見が付されております。

以上のことから、選定要領に基づきますと今回の事前審査では、「適当でない」とする事業は応募番号14番、「適当」とする事業はそれ以外の47事業となっております。

また、このうち応募番号9番、35番、45番の3事業につきましては、今回「審議を要する事業」となっております。

以上で簡単ではございますが説明を終わらせて頂きます。

ご審議よろしく申し上げます。

委員長

只今、事務局の方から評点結果につきましてご説明がございましたが、これについて、何かご質問ございますでしょうか。

特にございませぬか。ちょっと説明が分かり難かったので特に確認したいという質問がございましたら受け付けたいと思っております。

委員 非公開で、後で議事録を公開するという事であれば、結局同じ事になるのではないですか。

谷関課長 発言された委員の皆様のお名前は伏せさせて頂いて、公開という事でございます。

委員 詳細に公開するのですか。

谷関課長 発言されたとおりに公開します。

委員 そうなると、こんな事発言しても良いのかな、どうかな、という事が出てくるのかなと言う気がしないでもないですが。

谷関課長 発言内容については、当初議事録をどのような形で公開するかという事を、この事業が始まった時に組織内で協議をしたのですが、仮に要点だけを、という形にしていきますと、果たしてその意図する所が伝わるのだろうか等と色々議論になりまして、基本的に、そのままの言葉で載せさせて頂く方が意図がそのまま伝わるのではないかと考えまして、そのようにさせて頂きました。

委員長 今のご説明にありましたように、委員の個人名等が特定出来る事は一切出さないようにと思っておりますが、各委員さんのご発言については出来るだけ正確にそれを収録して再現するという事だと思っておりますが、よろしゅうございますか。

他に何か、評点についてのご説明、あるいは先ほど審査基準等についてのご説明がありましたけれど、これについて特に何かご質問ございますか。

もし無いようでしたら、具体的な審議に入りたいと思っております。

谷関課長 議事録につきまして、署名委員さんに確認をお願いする事になっておりますけれども、できた段階で各委員に送らせていただくことは可能かと思っております。それで、この表現は私の意図したことになっていないとかいうことであれば、修正をさせていただくということでしょうか。

委員長 それは是非やって下さい。

それでは、特にご質問がないようでございますので、審議に入らせていただきます。先ほどご説明ありましたように、団体では23点、市町村では9点を基準点として、基準点以上は適当だということでございます。今回の場合、1件を除きまして、団体の14番を除いて適

当ということになっておりますが、先ほどのご説明のように団体で2件、市町村で1件、評価項目に「0点」がございました。それにつきまして、少し具体的に突っ込んだ審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは、資料の1-2をご覧ください。まず団体でございます。応募番号9番でございます。評点は基準を満たしておりますけれども、評価基準の中に「0点」がありましたので、これについて委員の皆さんの方から発言をお願いしたいと思います。特に「0点」を付けた委員さんを中心にご意見を頂戴したいと思います。

1-3の個表を見ていただきますと、特に「予算の内容」ですね、事業に係る経費及びその配分はどうかという点で、「0点」がありますので、なぜこうなっているのかという辺りについて、ご意見ありますでしょうか。

委員

災害に備え備蓄燃料をとということで、申請書の中に1個1,575円というカタログみたいなのが入っているんですけども、「団体の営利事業を支援することにならないか？」というのを書いたのは私なんですけども、基金の金を使って開発をして、自分たちの営利につなげようと、趣旨はいいんですよ、災害に備えてという趣旨はいいんですけども、ちょっとそういう感じがしましたんで疑問に思ったところがございます。

委員長

というように、少し疑問に感じられたというようなご発言がございましたけれども、他の委員さんの評価はそこに記載のとおりでありますけれども、今のご発言等を踏まえて、何か問題ございますでしょうか。

委員

NPO法人というのは、ある意味で言えば、片一方で収益も上げながら、それをまた社会に還元していくという、こういう形の考え方に基本的には立っていると思うんですね。これを販売することが問題になるということは、私はあまりあたらないんじゃないかと思うんです。例えば花いっぱい運動をやっている方たちでも、花の苗を販売をして、それを次の運動の方につなげているというふうな形もやっていると申しますし、そこで、利益をどう管理していくかという問題はあろうとは思いますが。

委員

これは、事務局の方にお伺いするのですが、こういう申請の場合、実際に売り上げが上がってきて、それを基金を活用してやっているわけですから、上がった収益に関してモニター、監査なされるのかどうかですね、その辺りを教えていただきたいんですけども。

ほかにも、コンロだけじゃなくいろいろな製品を作るとか、そういう申請があったと思っておりますので、全体に通じる話かなと思っておりますのでお伺いします。

谷関課長

この内容、支出収入すべてに渡って、全部詳細に聞き取りを行って
いるわけではございません。ただ、ご意見にございましたように、こ
の事業に限らず、売却しないものについても、はたして資金配分が適
当なのかどうかということについては、実行を見ながらかなりの指導
をしていかないと、この団体をとかくいうわけではないんですけれど
も、非常に不慣れな、経理に不慣れな団体も、おそらく皆さんたくさ
ん応募して下さいという中ではあるかと思えます。今後の課題とし
ては、この収支、収益は、この中でどのように使っていくのか。それ
も考えたうえで、運営経費的な収益を見込んで、利益はそんなに残ら
ないけれども、いいことをするんだというふうになるのかどうか、今
後の指導なり、完成した時のチェックということになるかと思ってい
ます。

委員長

今の 委員のご質問のように、48件、市町村は別にしまして、
団体の中には、販売収益につながるようなものはありますけれども、
それについてのひとつの基準ということで説明がありました。特に
これについて、委員の皆さんで他にご質問ございませんか。

中野技監

この経費の内訳ですけれども、よく見ていただいたら分かるんですが、
売る製品を作るための経費ではなしに、デモンストレーションといい
ますか普及啓発するための経費の積算になっているように思います。
だから、商品の製作費にはなっていないように思います。

委員

そうなってきたら、我々流にいうと宣伝をしているのではないかと
いうことになります。売るための宣伝をしてるんだから、やっぱり後
の営利につながってくるのではないかなと、これでは営利なりません
けど、後の営利になるんじゃないかなと思うんですけれどもね。

委員

彼らはいいものを普及させたいという考えで応募しているんでしょ
うね。

委員

それは、この場で決めていただいたらと思います。いいことだから、
啓発普及して、実費に近い数字だからということであれば、それはそ
れでいいと思うんだけど、書類だけを見たら、そういう感じがしまし
たんで・・・ここで決めていただいたらいいと思います。

委員長

先ほどからも出ていますように、製品を作って一定の営利につなが
るとするのはこの団体だけではなくて、他にもありますし、今後も出
てくると思いますので、その辺の基本的な考え方ですね、先ほど
委員さんからも、NPO法人として、一定の営利の追求というのは認

められたことであって、暴利をむさぼるとか、対外的に大きな悪影響を与えるのは論外でありますけれども、適正な営利についてはいいんじゃないかというご発言がありましたけれども、その辺の範囲をどう設定するかというのはなかなか微妙なところではありますが、いかがでしょう。

委員

こういうことについて、もしこのぐらいの小額な援助で、もし新しい産業が起こったとしたら、ある意味で、これは実に素晴らしいんじゃないでしょうか。ですから、何も経済行為だから、誰かの利益になるから排除するというのを、非常に神経質に考える必要があるのかなど。本当に世の中の役に立つものであれば、それはそれでこういう機会を捉えて普及していく、また、それが産業として成り立っていくというものであれば、これは県勢の発展にもつながっていくことではないんでしょうか。これは基金の趣旨にもとるんでしょうか、私は、その辺は分かりませんが。

委員長

というようなご発言がありました。大体そういう方向で、よろしゅうございますか。委員さんは、いいとか悪いとかの価値判断じゃなくて疑問を提起されたわけでありまして、今、委員さんのご発言のような方向でよろしゅうございますか。

委員

条例を見ていただいて、今のおっしゃったことが条例でいいというのであれば、条例の目的から逸脱していなければいいと思います。まあ、ここに載ってきているということは、条例から外れてないと思いますが。ちょっと開発というのと、販売促進というのはちょっと趣が違うのかなと思います。開発というのであれば、ここで認められてもいいでしょうけども、それを、パンフレットが出てきているということは、ある程度出来たもののように思うんです。いわゆる開発された後の販売促進、販売促進費をこれで賄おうとしてるんじゃないかなというふうなちょっと疑問に思うんで提起したもので、それは皆さんでお決めになることなんで。

委員長

まずは、大原則の条例の基本的な規定を逸脱していないか、どうでしょう。

谷関課長

森づくり税条例につきましては、そこまで細かいと言いますか具体的な取り決めは書かれていないわけですし、これをどう活用するかということも基金活用検討会で検討をいただきました。活用の4つの方向性の中に、森の恵みを活かすということがございますが、活かすというと、当然開発、全然利用されていない物をどう活かすかということで、いろいろな取り組みを応募をいただいているんですが、その

中にどうしても売っていくというのも出てくると思います。その時に、いかにその団体の利益に資するかと、いうことになるので、非常に曖昧な言い方で恐縮ですけれども、この内容を実行にあたって、指導なり、検証なりをさせていただきながら、NPOといえども利益は全然なくて良いわけではなくて、運営のための利益は得ていいという基本原則はあると思いますから、それを逸脱してしているかいないかというのをひとつの線引きにして、ここまでは認められるから補助金はここまでだよというふうな運用をして行かざるを得ないのかなと思っております。

委員長 委員長の立場からどうかと思いますけども、検討会に関わった経過もありますので、その経過からいいますと、本事業については、検討会で検討した基金の活かし方を逸脱しているとは判断しにくいんじゃないのかなと、私は理解しておりますが。

委員 私もとやかく言うつもりはないんで、基金を適用して、事業の進捗状況とか、後で事業の検証をしていただいたらいかがでしょうか。報告していただいたらいいんじゃないですか。

委員長 今、委員さんもおっしゃったようにですね、問題はどうか具体的に基金を使っているのかということについて、それを検証していくことが大事でありますので、その中でまたチェックしていきたいと思えます。

いろいろとご審議いただきましたけども、後で一括ご審議いただきますので、とりあえず9番は以上のようなところでよろしゅうございますか。特に問題ございませんか。

それではもう一つ、団体の35番ですね、これについても「予算の内容」の項目で「0点」がございます。個別の35番をお開き下さい。これについて審議をしたいと思えます。

委員 35番は、これは確かヒアリングにかかったものだと思います。私は半分だけ参加したんですが、35番は確か、レイズドベッドを開発し、それをいろいろな福祉施設で試してもらって、そういうふうな申請だったと思いますが、配る先がいろいろな多様な施設になってまして、どういう風に評価するのかということが分かりにくかったとコメントさせてもらってありますが、そういうふうな印象を持ちました。個人的にはもう少し小規模なところから着実にやってもいいのかなと思えました。

委員長 35番の事業について、特に「0点」をお付けになった方から一言ご説明いただきたいのですが。

委員 こればかりではないのですけども、言葉が適当かどうか分かりませんが、丸投げをしているという印象を受けます。自分の団体の考えなしに製作委託とか、講師に頼んだりとか、丸投げしているというようなことで、ほかにもこんなに他へ委託しているというようなことはありませんけども、そういうところも多いので、工事なんかは建設業者に発注しないとできませんからそれはやむを得ないと思いますけど、丸投げをしているというところが、私が疑問に思ったところです。

委員長 ここはですね、150万円以上ということで、直接ヒアリングをさせていただいたところなんですけど、実施主体は福祉医療法人なんですね。このようなベッドみたいなのは自分で作れないということで、ある程度は委託をせざるを得ない、やむを得ない事情はあると思うんですが、ただ、委員もおっしゃってるように、あまり外部に丸投げしてしまうと、せつかくの主体性がなくなってしまうので、その辺の主体性を確保しながら、どう協力していただける団体なり関係機関との連携プレーをどうするかについて、十分見守りながら事業展開をしていただく必要があるのかなと、ヒアリングの中で印象を受けました。

 他に何かございませんか。

 いかがでしょう。なかなか皆さんも書類だけの資料で、評点を下すということで、大変ご苦労なさったとおもいますが。特に問題ございませんか。

 それでは、もう1点。今度は市町村でございますけども、45番ですね。「0点」のついたものがございます。そこをお開きいただきたい。これについていかがでしょう。

委員 私がこれを見た時に、こういうのであれば、別にこの基金を使ってやらなくても、町村が自分ところの予算を使ってやったらどうかと、そういう単純な疑問でございます。

委員 同じような感想があるんですけど、やはりもう少しなんか一工夫していただくといいなと思います。どういう意味があるかとか、やはりなにかもう少し工夫できそうだなという印象はあります。

委員 単位面積当たり日本一ベンチの多い町を目指すというのは、ちょっとおもしろいですけどね。

委員長 かなり厳しい皆さんの注文が付いておりますが、他の委員さん、何かお気づきの点はございますか。

 今回は最初ということで、申請者の方もいろいろと迷われたと思うんですが、やはり特に団体じゃなく市町村の場合は、もう少し中味を

吟味して、より効果的な事業で応募していただきたいなということを皆さんお考えだと思いますが。

他にございませんか。

委員

委員も言われましたように、丸投げが多いんですよね。これでいいのかなと思いつながら、点数は付けたんですけども。やっぱり丸投げが・・・

まあ初めてだからという点で、そこらの評価が、こちらとしても評価のしづらいところだったんですけど、そうした点が今後の検討課題だと思えますね。

「その他」のところではしゃべります。

委員長

後ほど、今回の総括的なご意見をお聞きするようにはしておりますので、とりあえず、「0点」がついておりました3事業については個別に審議をして、委員会として、きちんと評価し直すということになっておりますので、特に問題ございませんでしたら皆さんにお諮りしたいと思えますが、以上の「0点」の付きました3事業ですね。一応総合点としては基準をクリアしておりますが、「0点」が付いているということでありまして、今、それぞれ委員の皆さんから御議論いただきましたけれども、お諮りしたいことは、これをもう一度ですね、それぞれ皆さんに再評点いただくか、あるいは審議を既にやりましたので、審議をした結果、再評点をするほどでもないだろうというご判断でございましたら、そういう方向でやりたいと思えますので、どうさせていただきますでしょうか。それぞれもう一度再評点をし直すのか、あるいは先ほどの議論の結果を踏まえて、一応「適当」としていくのか、その辺のご判断でございますが、いかがでしょうか。

委員

ちょっとご質問したいと思った点でもあるんですが、もうこれで、市町村では平均で9点以上、団体の場合23点以上取ってれば、それは無条件にこの委員会は通すということなんでしょうか。基本的な考え方は。

谷関課長

そうではなくて、最初に班長から説明のありましたように、この●のついているもの、すなわち委員のどなたかが「0点」をつけたものがあれば、議論をいただいて再評価をしていただくことになります。

委員

「0点」といのは、どちらかという拒否という感じですけども、全部見せていただいた格好の中で、一応通ってはいるけれども、本当にこれでいいのかなという感じがするものも正直言ってあったんですけどね。そういうものについて、審議をすると提起するということはどうなんでしょう。

谷関課長

それは、そういうふうな選定要領にしておりますので、提起がございましたらこの場で諮っていただいて、再評点いただいたらと思っております。

委員長

具体的に、今の3事業以外にかなりございますか。

委員

事業費が300万円を超しているのが9件ぐらいあるんですね。市町村を含めて。極端なのは2,000万円というのがありまして、その次が1,200万円、600万円と、予算計上すればそれでいいかという、始めに上限を決めておいたら良かったなという感じを持っています。単年度に2,000万円を使って、それが本当に県民の皆さんから500円を集めて、その使ったお金が1億2~3千万円の中の5分の1とか6分の1を1カ所の事業に使ってですね、結果どうだったのか、あれはダメだったよというおかしな結果になった場合に、我々委員としたら、無責任なことにならないか心配はしています。だから300万とか500万円ぐらいの上限で一応やってみて、そして次の年に検証して、その結果がよければまた続けて事業を進めていただくという形がいいのでは。なにか制限をしておかないと、委員として、まあいいだろうという形で、先ほど課長にもお願いをしたんですが、立地条件が分かりかねるんですね、その現場の立地条件が。交通的なアクセスとかで、県民の皆さんからしょっちゅう見て通るとか、現地へ入っていきやすいとか、そういうところが確認できれば、非常に評点も付けやすいんですけれども。まあそればかりでもないと思うんですけど、金額が割に高くて、私としてはある程度単年度の上限を決めておいてもらった方が良かったんじゃないかなという感じがしています。

委員長

ごもっともなご意見でございまして、今のご意見はですね、後ほど総括的なことについて、ご意見をお聞きしようということですが、既に展開をさせていただいているんですが、今は3事業についてやっておりますので、それを片づけてから今のような話をもう少しお話しただいたらと思います。それから予算の執行を含めて、事業をいかに適正に実施するかについては、委員会としましてはですね、もう「適当と認めたから後は知らないよ」というのではなくて、特に、県の当局の方に、予算の適正な執行等について、きちっとチェックしていただくように、適正にこの基金が使われるように、非常に厳しい指導をお願いしたいと思っております。決して丸投げをするということにはしてはならないと思っております。先ほどお諮りしました3事業について、再評点をするか、あるいは先ほどの議論の中で、あえて再評点しなくても一応「適当」と認めていいんじゃないかという、その辺のご判断

でございますが。いかがでしょうか。

委員 「適当」としていいんじゃないですか。

委員長 というご意見が出ておりますが、あえてもう一度ペーパーを配っていただいて、評点シートを配っていただいて、各委員に再評点しなくてもいいんじゃないかというご判断ですが。よろしゅうございますか。

委員 了解

委員 問題は提起されたんだからそれでいいんじゃないんですか。

委員長 ありがとうございます。それではですね、先ほどご審議いただきました団体で2件、市町村分で1件の「0点」が付いた事業につきましては、先ほど委員でご注文が付いておりますようなことを十分留意いただき、県のほうでも適正に執行できるようなご指導をいただくということで、「適当」だということで県のほうに報告をしたいと思えます。それからもう1点確認でございますけれども、先ほども審査結果ということでご報告ありましたけど、資料の1-2でいいますと14番、団体の14番、これについては特段ですね、委員の皆さんから復活を求めるような推薦等々のご発言がなかったわけですが、それによろしゅうございますね。再度確認させていただきますが。

委員 了解

委員長 ということで、応募番号14番、これは特別委員の皆さんから復活の推薦等ございませんので、「適当でない」という形によろしゅうございますね。

委員 了解

委員長 では、そのように審議結果を取りまとめまして県のほうに報告したいというふうに思います。

それでは、さきほどから、もう既に議論に出ておりますけれども、この度第1回という事で、皆様方には48件というたくさんの案件を短期間にいろいろ審査いただきました。しかも、書類選考ということでですね、先ほど委員さんもおっしゃっていただいたように、なかなか具体的な現場の状況が分からないという中で、大変ご苦労いただいたわけですが、審査基準なり、審査のやり方とかですね、あるいは審査期間とか、等々についていろいろご意見があらうと思しますので、この点について忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。もう

既に丸投げの問題とかですね、あるいは市町村が行う場合でもある程度上限を付けて1年間の事業展開の推移を見たほうがいいんじゃないかと、いきなり2,000万円はないんじゃないかというお話も出ておりますが、いかがでしょう。

委員

先ほど2,000万円の話が出たんですけど、私もこれを見させてもらって、2,000万円だけの使い途を載せているのかどうかということなんです。それにプラス市町村が1,000万円で、プラスアルファのことをやっているのか、その「思い」というか、せつかくの税金を使うことに対しての、使う側の「思い」が薄いような、丸投げに見えたりする部分が多々あるんで、使う以上、そっちもそれなりの何らかの形で努力をするという方向性をもうちょっと見せて使ってほしいな、というところを感じました。

委員

紀の国森づくり基金ということで、和歌山の県内産の紀州材、その間伐材をうまく利用して、ベンチとかいろいろ企画されてる提案書も多いんですけど、県内の紀州材を使ってこそその税だと思うんですね。実際、紀州材が県内の材が使われているかどうかというところも疑問が残ってくるんです。そういう細かいところのチェックというの、なかなか出来ないところもあるんですけど、ある程度基金としてお金を出す側から、多少気を付けてチェックをしていただけたらなと思います。他県の材が使われてしまうと何のための事業かなということもあるんで。

委員

それとちょっと似たようなことで、2,000万円のところをちょっと開いていただいたら、様式のこの収支予算書を見ていただいたら分かるんですが、これはベンチを作ることを計画しているんですね、そして溶融剤の保管箱とベンチと作るんですが、これを作るために間伐材を搬出するというので、搬出単価が1m³で5万円なんですね。このために使われる材価は大体1万円、市場で買えば1m³10,000円かそのぐらいで買えると思うんです。それを大体50,000円の搬出費を出して、そしてこれを、それぞれ28,000円、19,000円かけて作るんですね。こういうのが本当に適当なのかという感じがちょっと基本的にするんです。今、委員がおっしゃられた紀州材が本当に使われている問題は、ここで書かれているのは多分使われるだろうという推察は付きます。わざわざ、奈良や三重県から持ってはこないだろうと思いますけど。まわりでいくらでも取得できますから。ですから、それはいいんだけど、ちょっとこういう形で出してくる、これはそれなりに教育的な意味があって、学童達も含めて市民も含めてこの搬出をするのに、そういう手を通して森の仕組みを体感するというふうな意味があれば、いいんですが。これは多分丸投げでやるんじゃないんで

しょうか。よくわかりませんが、そういうふうなことと、今度は上のほうの松林の除伐なんですけど、これも非常に、かなりの単価がでてるといふ形の中で、しかもここの除伐をする場所が、山の上だったりで、本当に松の手入れをこの基金でやる必要があるのかどうかという感じがしたわけでございます。

谷関課長

少し補足といひましようか、若干聞き取っておりますので説明します。これを応募された自治体では、「複数の場所から搬出する計画でありますので、機械の搬送等に経費がかかり割高になっていきます」という説明をもらっています。ただ、それでも高いなということになるかも分かりません。それから、「切り捨てないで高くても引き出してきて各地に展示林をつくるために割高となっております。」という説明をいただいております。それから、本当に紀州材を使われているのかということとは、委員さんがよくご存じなんですけど、紀州材の認証制度を使って、確かに紀州材を使っているということを確認をしていくという方法はとれると思います。

委員

先ほどから出てる件と同じなんですけども、申請によって随分金額が違おうと、なんとなく地域バランスはある程度考えられるのか、特に自治体の申請で金額の違うのがあるんですけども、全体的に金額は大きいんですから、このあたりは人口比とか、なんかバランスを考えてらるのかなと思ひながら読んだんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

重根班長

人口比とか地域のバランスというのは、あくまでも公募事業でございますので、この地域からはこれだけ以内で出して下さいというような形は、要綱、要領に盛り込んでいませんので、あくまでもその地域で熱意のある地域からは積極的に出てきますし、あるいは時間的な問題もありますので、計画が間に合わなかったというような団体の方々、市町村もございまして、そういう方々については、今回のこういう応募状況の中で、次は自分たちの地域の中で、こういう計画をしようかという形を出してきていただいたら、ある程度地域のバランス的なものも出てくるのではないかと考えておりますが、初めて、1回目ありますので、ちょっとそこまでは考えておりません。

委員長

他に何かございせんか。皆さん期間的にはどうですか、48件という膨大な件数でございましたけども。それをいろいろ審査いただいて、こういうよう形でやったほうがいいのかですね、時間的にかなりきつからこういう方法がいいのではないかとか、何かお考えはございせんか。今回の第1回の評価を踏まえてですね、何か次回に活かしていくようなご提案がございましたらお願いしたいんですけど。

委員

予算の中で森の手入れに対して、日当いくらという形の予算を上げている場合と、それからヘクターいくらと、ヘクター単価で上げていて、しかもそれに市町村の場合は管理費を2町村、ある町村では27%の管理費を計上しているところと、20%の管理費を計上しているところがありましたけど、こういう管理費というのをどう評価するんだということも、これを見ててちょっと難しいなと感じました。

委員長

何かコメントございますか。

谷関課長

基本的な賃金などは上限を一応決めておるんですが、例えば補助員の雇用でしたら1日当たり10,800円を上限とするとか、これは公募要領の中で決めているんですけど、諸経費になりますと各森林組合によっても違うとかということで、見積もりを取っているかもしれませんし、その辺の細部まで提出を求めたものになっておりませんので、その辺も一応そろえるのかどうかということも含めて今後の課題であろうと思います。

委員長

今のご指摘の、特に予算執行なり、あるいは予算積算基準、基礎のところではかなりばらつきがあるということで、委員さんからもご指摘いただいておりますので、この辺は少なくとも市町村レベルで一定に、先ほども出ましたように管理費が市町村によって違うというのは適切ではないと思いますし、いろんな賃金等の積算基準もばらつきがあっては困りますし、その辺はこれからの改善措置として、今後いろいろ考えていく、是正していくということをして是非検討していただきたいと思います。

下林部長

今回は多少ばらつきがありますが、単価にしる何にしる、補助事業の場合は、一つの基準を作ったらそれに基づいてやるわけなんですけど、その辺をもう少し、間伐なら間伐経費について、一つの目安というか基準というかを、今回も含めてですけど、次回議論されるのであれば、今回議論しておくほうが、良いのかなと思います。ちょっと時間がかかりますけれど、その辺いかがですか。

委員長

委員、それはどうでしょう、今、具体的に議論できますか。

委員

場所によって、条件によって、100%補助するというのであれば一律ではいかないし、だからなかなか決められない。通常だったら、通常経済ベースでいえば、切り倒して搬出しないところを搬出するんだという先ほどのお話ですよ、そうすることが森のためになるんだという理屈なんだけど、はたしてそれでいいのかなどうかなという

のが一つと、それからそういうことはいいとして、それはそれなりにちゃんとした意義付けがあるとした場合には、それを認めるのかどうかということですね。それは意義が認められれば、それはもう出したらいいいと思うんですけど。

下林部長

今も若干話をしたんですが、通常補助事業ベースまではいかなくても、それに準じた形で事務局でチェックをして、金額をはじき直して調整するか、今、委員が言われましたように、本来の税の趣旨からいうと補助金がどうこうじゃなくて、地域の実態に即して本当に使われているんだったら補助率は関係ないじゃないかという話も出てきますので、そのどちらを優先するかということなんです。難しいところだと思うんですが、税の趣旨からいえば後者のほうがいいのかないという気がします。

中野技監

やり方として、例えば県の単価とか、国の三省協定の単価とかが決まっていますし、歩掛かりも県が持っているわけですから、その辺を基準に、ただ地域の実情もあるはずなので、例えばさきほどの 50,000 円の搬出の中味ですね、それを聞き取ったうえで、適当かどうかを判断する、そんなところかなと思うんです。

委員

非常に難しい問題を含んでいると思うんですね。こういう歩掛かりの単価というのは、実行者の正当な利潤というかそういうものを見込んだうえでの補助金である、そういうようなものと N P O 的な奉仕作業的なことをベースにしているものに対する補助金とを、これをどう区別していくかと。

中野技監

最後には県がその辺をちゃんと照らしたうえで検査を通して、それで補助金の支払をすることになるというふうに、当然、事後検証もやって、それで不正があれば補助金を返還してもらおうということになるんですけども。

委員長

今、議論されているのは、非常に難しいことですが、しかし非常に基金の根幹に関わる問題だと思うんです。当然県民の税金ですから、その執行、使い方は厳正であるべきです。しかし、あまり厳正というだけを一面的に理解してぎゅうぎゅう締め付けると、県民の自主的な活動が非常にやりにくい、公募する人がいなくなってしまうと、そんな難しい話だったら止めようとなったら、この基金の趣旨も根幹が崩れてしまうため、本当にその辺の兼ね合いをどうしていくのかですね、厳正さを担保しながら県民のいろいろな団体の方々が、あるいは市町村がうまく使っていただけるような、そういうことは大変難しい課題ですが、そういうことを同時追求していくということが非常に大事で

ありまして、ただきめ細かくいろんな基準を決めて、なにがなんでもその基準どおりにいかなかったら全部ダメだということになると、たぶん応募者がガタ減りになると思います。

下林部長

今年も、2次募集をやっていかないといけないという背景もあるんですね。難しいところで、状況判断で一律にいけない部分もあるかなという気がするんです。それは、例えば先ほど技監が言いましたように、最終執行する段階でチェックをして、理屈に合わない、高すぎるというような時には補助金の返還も含めて協議をするということを残しておくべきですね。

委員長

それは絶対に必要でしょうね。それでなかったら県民に説明がつかないですね。

委員

23万円レベルから2,000万円ということでありましたので、20万円、50万円ぐらいのお金でのびのびと何かをしたいと思っている人たちが、このお金でやってくれるなら、県内に県産材が見えるところにいっぱいになるならばというふうな希望的なもので、私はひとつ判断の基準としたということがあるのと、それから日当につきましては16,000円から10,800円までと、それからあとはボランティアまでということで、これも幅があるなど。それから間伐材搬出につきましても、私たちが今必死になってやっている低コストの搬出から考えると50,000円の搬出費というのはなんだという感想は書かしていただいたんです。しかし、今お話を聞くと、地図はあんまり詳しく見てなくて、一つ一つの現場からどのようにして搬出するのかというのを考えなかったものですから、50,000円の搬出経費が適当かどうかということが、経費がかかるとなったらこれくらいかかるという現場なのかもしれないと思うのですけれども、パッと見たら、これは間伐搬出経費を抑えようと頑張ろうしてる方向と違うから、材を手元にするのは、もうちょっと別の方向がないかなと思いますし、これが一番高いし、でも防災の小屋があちこちに出来るのもいいかというようなイメージだったので、今のところあらゆるところで検査をしながら、ちょっとこれはどうかと思うのは、私は、感想は出来るだけたくさん書くようにしたんですけど、せっかく出してきてくれた人がどうするかというのを、精査していくという方向はどうかと思っています。奇抜なものほどおもしろいと思うのが一つと、もう一つは、子どもに関することで教育ですとか身体能力に関する事とか、そういうことが森の中で出来るならば、それは本当に何とか出来るようにしてあげたらという気持ちで審査させていただいたところなんです。

委員

今、委員さんがおっしゃった審査ポイントというのは、私も同

じような考えで審査させていただいたんですけれども、ちょっと気になっていたもう一つのポイントが、自己資金を持って活動されているところと、まるっきりないところというのがあって、ある程度自分の資金を持って、それで補助もいただいてこういう活動してますというところは、私は点を良くさせていただいてます。実績を見てもそれだけの実績を書かれていますし、十分に活用していただけるじゃないかと思うんです。それから植栽ということで、あちこち木を植える計画をされているところも多いんですけども、単年度事業として補助を受けて木を植えました、そしたらその団体は次の年はいろいろ自己のボランティア活動なり何らかの形で、手入れをしていただけるのか、その辺がちょっとはっきりしないので、植栽というところでいつも首をひねることがありました。

委員長

いろいろな意見が出ておりますけども。他にはございませんか。

委員

今の植栽の件なんですが、特に自分の住んでいる周辺は、鹿の被害がひどく、防除ネットを張るとかヘキサチューブをやるとか、何らかの方法をとらないことには、ただ植えただけでは次の年までには木は育たないという現状です。いろんな植栽の中で、ネットを張っている団体もありますし、ただ植栽をするという事業については防除ネット等についてはどのように考えているのかということの特記事項に書かせてもらってます。そういうことと、今、委員が言われましたけど、次の年からの維持管理について、どんなつもりでどうするのか、その計画が書かれてない。殆どがそうなんですよね。ですから植えっぱなしで終わってしまっただけでは、それでは森にならないと思いますし、そういう次年度以降の維持管理、最低5年間ぐらいは維持管理をしないことには、森林にはなりませんので、計画を出してくる段階でそういうことをチェックというか計画の中に盛り込んでもらいたい。来年の計画でこれに上がってくるか分かりませんが、植栽なんかの場合ですと5ヶ年計画ぐらいで、初年度の、当初の計画の中にそれを織り込んでやってもらったほうがこちらでも分かりやすいし、審査もしやすいと感じました。

委員

これをずっと拝見してますと、地方公共団体の申請が、なんとなく安易な感じがして、公共部分ていうか、公共性というのは審査から外れてるんですけど、現実問題、本当に公共性があるのかその辺をチェックしたいという衝動に駆られるような、そういう内容のものが散見されるんですね。

中野技監

ひょっとしたら先ほどの質問に戻るかも知れませんが、基本的には今回の森づくり税については、出来るだけ県民に参加してやってい

ただきたいということで、あまりシビアになりすぎずにやっていただきたいと思います。ただですね、市町村分については、それなりの能力、たとえば積算の能力とかですね、そういう基本的なものも持っているはずですので、これはもう一度、きちっと査定をします。それと、

委員のほうからも「思い」が見えないという話もございましたし、その辺も含めて市町村分については、もう一度 50,000 円の話も中味をもうちょっと聞くとか、積算をきちんとしてもらうとか、公益性についても考えを示してもらうとか、そういうことをもう 1 回やります。それと、植栽については、確かに 委員がおっしゃったように、数年間の計画というのは要ると思います。その辺は追加でお聞きするなり、提出いただくなりやってみたいと思います。

委員長

それぞれ委員さんからご意見が出ておまして、今、それを総括するような形で技監のほうからお答えがありましたけれども、いずれにしても県民の貴重な税金でありますし、それを適正に運用し事業効果を出来るだけ上げていくというのは当然のことです。そういう点で、ぜひ県のほうとしましても、これから指導、監督をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、特に今回は、市町村分については、2 項目しか審査しておりませんが、むしろ市町村はモデルになるような積極的な事業展開していただきたいと思いますので、そういう点では、ぜひこれから市町村にも、より事業効果のあるようなプランとそれから予算執行について、特に委員会としてもお願ひしておきたいと思ひます。ほかに意見がございませんようでしたら、以上のようなことを特に委員会として今回お願ひをして、県のほうに審査結果を報告することとしてよろしいですか。

委員

市町村の関係の 2, 000 万円とか 1, 200 万円とかいうのができてますが、上限をある程度決めてもらったほうがいいじゃないかと思うんですよ。2, 000 万円が通ったからといって今度 3, 000 万円の計画を上げてこられた時にですね、どう審査するかという問題が出ますし、そして 5 ヶ年間あるわけですから、500 万円ずつ 5 年間やったら 2, 500 万円は使えるのですから、何らかの上限を決めてやったらいいと思います。この 2, 000 万円とか 1, 200 万円の事業はいかにも大雑把すぎて、この際だからという感じがするんですよ。たとえば 1, 000 万円なら 1, 000 万円とある程度上限を決めて継続性のある事業にしてもらえないかなと。市町村だったらそれはできるわけですから。上限を決めていただいたほうが、我々委員は審査しやすくなる。今のままでは、比較検討するのが非常に難しいです。

委員長

先ほどからもご意見出していただいておりますけども、事業規模の

ある程度大きいものについて、特に市町村が担当するわけですが、それについては、上限を決めて事業効果なり事業推進の能力等を十分勘案しながら、次年度評価していくということも大事じゃないかというご提案があります。それから先ほどから出てますように、かなり丸投げというのも目に付くと、それをどう縮小していくのか、あるいは防止していくのかということについても、これから検討していくというのが重要な課題になっておりますし、初年度ということもありますけれども、予算の積算基礎等について、もっと十分な、正確な照査が必要ではないかということも言われておりますので、それは次回の、次年度に向けての検討課題にさせていただきたいと思っております。

以上でよろしいですか。では、次の議題に移りたいと思っております。

次の審議事項は2点ございますが、1点目は県が取り組む施策についてですね、ご審議いただきたいと思います。もう1点は次回の日程等でございますが、最初に県が取り組む施策についてご説明お願いしたいと思います。

黒田課長

福祉保健部健康局健康対策課長の黒田と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料3をご覧くださいませようようお願い申し上げます。県が取り組む施策として、私どもから「森林と共生するための花粉症対策」というのを上げさせていただいております。簡単にご説明申し上げますが、内容としましては、かつて子どもの遊びの場であり、学びの場でもあった森が、最近は花粉症が増加しており、その原因の7割ぐらいはスギ花粉と言われております。そういったことによりまして、森に対しまして近寄りたくない存在とか、ちょっと疎遠になってきているのではなかろうかと。そこで、多くの県民が森と親しみ、それから理解を深め、本県の森林と共生すること、こういったことができやすいように、花粉症について以下の事業を実施したいと考えております。

1点目は、花粉症につきまして、花粉症と申しますのはご存じのように、30代とか40代とか大人の方の病気なんですけど、最近では子ども、小さな子どもさんにも増えてきていると言われております。今回考えておりますのは、花粉症の発症と、乳幼児あるいはそのご家族の方の生活環境とかあるいは食生活習慣、そういったことの関連を調査しまして、花粉症の発症につながるような要因といったものを明らかにしていければと思っております。また、やはり花粉症というのは一旦発症しますと治るといのはなかなか難しい病気ですので、乳幼児期から花粉症の予防対策があれば、それを明らかにしていく。それからそういった調査を行いまして、データを集計・分析いたしまして、花粉症の発症の予防とか、花粉症の症状を軽減するための対策を検討し、また広く県民の方々に普及させていただくことにより、ひいてはテーマとして掲げさせていただきます「森林と共生するための花粉症対策」

そういったことにつなげていければと考えています。実施場所は、御坊市、日高郡ということで、ここは過去に中学生を対象に調査をしたと聞いておりますし、市町村が実施しております乳幼児健診の機会を利用して、アンケート調査を出来ればと考えております。予算額は200万円、実施方法は委託ということで現在考えております。以上よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

ただいま県が取り組む施策ということで、「森林と共生するための花粉症対策」の説明がございましたけれども、これに対して何かご意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

了解

委員長

それでは、一応「適当」とであると、委員会の合意とさせていただきますよろしいでしょうか。

委員

了解

委員長

では、続きまして次回の日程について、ご検討いただきたいと思ひます。ちょっと事務局のほうからご説明いただきましょうか。

中尾副課長

それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。県では、本日の審議結果を踏まえまして、今回の応募事業の中から採択する事業を決定し、全ての申請者に対しその結果を連絡いたします。採択になった事業の申請者は、速やかに補助金申請の手続きを行っていただき、県からの交付決定通知後に事業に着手することとなります。また、本日の審議により、今回の応募事業のうち「適当でない」事業もございましたし、予算的にも約2,000万円の余裕がございます。このような状況を踏まえ、県では、9月18日から10月22日の期間で追加の公募を実施したいと考えてございます。つきましては、第1回運営委員会でもご説明しましたとおり、11月26日の週もしくは12月3日の週に、来年度事業予算及び内容の検討と併せて追加公募の審議をいただきたいと考えてございますので、次回の会議日程について、委員の皆さんのご都合をお伺いしたいと思ひます。

委員長

以上、説明のとおりでありますけれども、基金にはもう少し余裕があるということで、出来るだけ多くの団体、県民の方からこの事業に応募していただくというのが、この基金運用の趣旨でございますので、2次募集を行う。このため11月26日の週もしくは12月3日の週で、皆さんのご都合のいい日を次回の委員会にしたいということで

が、いかがでございましょう。

(日程調整)

委員長

それでは、12月3日10:15からということでもよろしくお願
いしたいと思います。今度は、今回ほど案件はないと思います。

谷関課長

案件は多分少ないと思うのですが、先ほどからも縷々ご議論いた
きましたように、来年度からどうするのかと。よりきちんとチェッ
クをかける、貴重な500円が効果的に使われるように、指導も申請者
あてにしていかなくてはいけませんから、その辺もどうしていくか
というのを、時間の許す範囲で検討していただければと思っております。

来年度の予算組みが始まっておりますので、それをこちらのほうで
練っておきまして、原案を作ってご議論いただければと思います。

委員長

いきなり来てここで議論するというよりも、今おっしゃったよう
にたたき台、原案を作っていただいて、事前に各委員さんにもヒア
リングをしていただいて、それを踏まえた原案を出していただいたら
かなり短時間でもかなりうまくいくと思いますので、よろしくお願
いします。

それでは長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願
い申し上げます。

紀の国森づくり基金運営委員会
議事録署名委員

印

印